

三田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 省略 (失職の特例)</p> <p>第5条 法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者については、任命権者は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、その者の罪が過失によるものであり、かつ、情状を考慮して特に必要と認めたとときに限り、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 省略</p>	<p>第1条～第4条 省略 (失職の特例)</p> <p>第5条 法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者については、任命権者は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、その者の罪が過失によるものであり、かつ、情状を考慮して特に必要と認めたとときに限り、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 省略</p>

一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第20条の2 省略 (期末手当)</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれその日に在職する職員に対し基準日から起算して1箇月を超えない範囲内において規則で定める日(次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2～5 省略</p> <p>第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)</p> <p>(3)～(4) 省略</p> <p>第21条の3 省略 (勤勉手当)</p> <p>第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれその日に在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間に</p>	<p>第1条～第6条 省略 (期末手当)</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれその日に在職する職員に対し基準日から起算して1箇月を超えない範囲内において規則で定める日(次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2～5 省略</p> <p>第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3)～(4) 省略</p> <p>第21条の3 省略 (勤勉手当)</p> <p>第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれその日に在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間に</p>

<p>おける勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2～5 省略</p> <p>第23条～第24条 省略 (休職者の給与)</p> <p>第25条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第21条第1項に規定する期末手当の基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、その支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>おける勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2～5 省略</p> <p>第23条～第24条 省略 (休職者の給与)</p> <p>第25条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第21条第1項に規定する期末手当の基準日前1月以内に退職し、又は死亡したときは、その支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>
---	---

職員等の旅費に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条 省略 (旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる理由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4～6 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第2条 省略 (旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第1号から第4号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる理由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4～6 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>